

中部国際空港島における統合型リゾート（IR）の事業実現の可能性に係る
意見募集要項

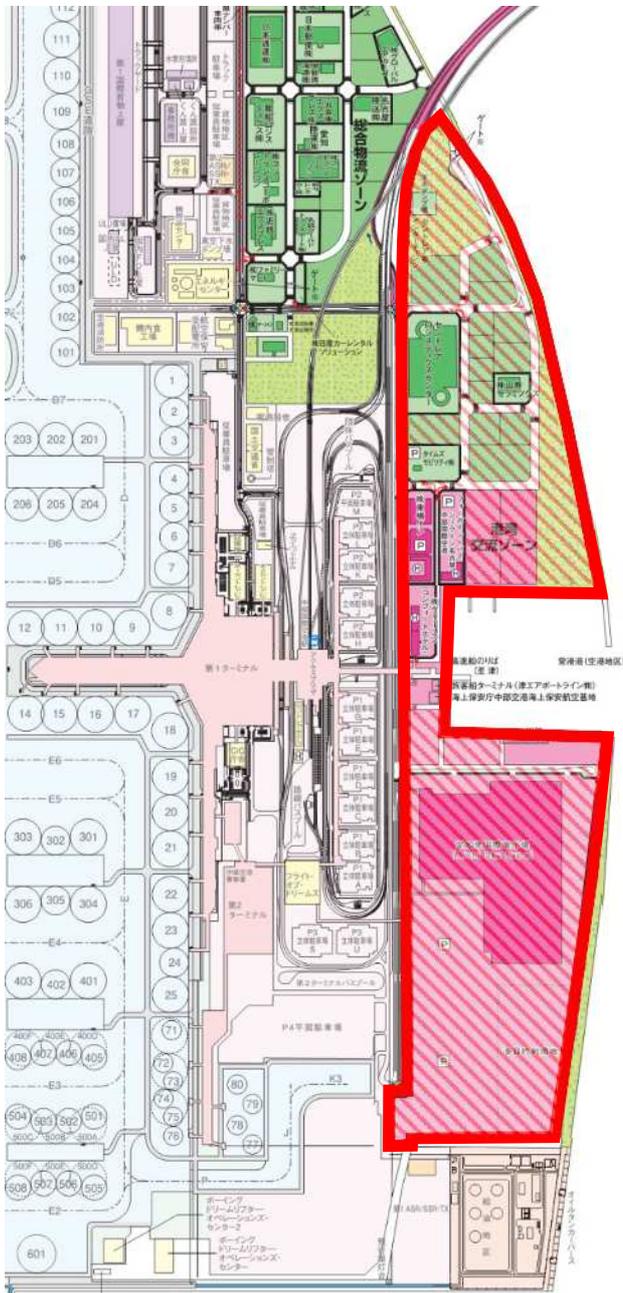
1 趣旨

愛知県では、中部国際空港及びその周辺エリアにおいて、国際競争力の高い「MICEを核とした国際観光都市」の実現を目指し、魅力ある機能整備の具体化に向けた調査研究を進めています。

この度、統合型リゾート（IR）の事業実現の可能性について調査するため、民間事業者から幅広く意見を募集します。

2 事業の検討対象区域

空港島の利活用可能な県有地等約 50ha（赤枠内の斜線部分）



3 意見を求める項目

「中部国際空港島特定複合観光施設区域整備実施方針(案)」を踏まえて、以下の項目について意見を募集します。

- ・ 統合型リゾート（IR）の事業実現の可能性に関すること
- ・ 統合型リゾート（IR）の整備により期待される効果
（経済・観光の活性化、若年層の東京圏への人口流出防止等）
- ・ 「中部国際空港島特定複合観光施設区域整備実施方針（案）」に関すること

4 参加資格要件

本募集は、下記の要件を全て満たす者を対象とします。

- (1) 法人若しくは団体（以下「法人等」という。）であること（個人の参加は不可）。
- (2) 自治体（愛知県を除く）及び自治体（愛知県を除く）から出資・出捐等の財政支援を受けている法人等でないこと。
- (3) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に掲げる排除措置の対象となる法人等でないこと。
- (4) 政治活動や宗教活動を主たる目的とする法人等でないこと。
- (5) 今後、本県から問い合わせやヒアリングの依頼があった場合に御協力いただけること。

5 対象者

- (1) 中部国際空港島において、統合型リゾート（IR）の整備・運営主体となることに関心を有する法人等
- (2) 上記(1)以外で、統合型リゾート（IR）に関するノウハウ・知見を有する法人等
※(1)の法人等は希望に応じてヒアリングを実施します。(2)の法人等は意見提出のみの予定ですが、法人等が希望する場合で、県が必要と認めた場合はヒアリングを実施します。

6 申込方法等

- 別紙「申込書」を記入の上、2026年3月19日(木)までに以下の電子メールアドレス宛て提出してください。ただし、「5 対象者」(1)の法人等でヒアリングを希望する場合は、3月6日(金)までに提出してください。

<電子メール：aichi.kanko@jp.ey.com>

※メールの件名は「空港島意見募集申込」としてください。

- ヒアリング対象者には、別紙「申込書」の提出後、実施日時や方法等を個別に電子メールにより連絡します。ヒアリングは対面又はオンラインのいずれも可能とし、申込者の準備が整い次第、実施します。

7 本募集に関する留意事項

- 意見を募る事業者として本県が適切ではないと判断した場合には、本募集への

参加をお断りする場合があります。

- 以下のいずれかに該当する場合は、提出された意見の全部又は一部を無効とすることがあります。
 - ・ 参加資格要件を有すると偽った場合又は要件を失った場合
 - ・ 法令等もしくは公序良俗に違反する場合又はそのおそれのある場合
 - ・ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
 - ・ 著作権、商標権、意匠権その他の知的財産権を含め、第三者の何らかの権利・利益を侵害する内容を含む場合
- 本募集に必要な費用は全て、参加者の負担とします。
- 本募集の意見に関する著作権、商標権、意匠権その他の知的財産権は、参加者その他権利を有する権利者に帰属します。なお、意見に当たり、参加者は他者の知的財産を侵害しないこととします。他者の知的財産を利用する場合は、必要な対策を講じることとし、本県に一切の負担及び迷惑をかけないこととします。
- 募集結果について公表する場合は全体概要とし、個別の事業者名や意見の具体的な内容については、原則公表しません。なお、事業者名や意見の具体的な内容について公表する場合には、事前に各事業者に意向を確認します。
- 頂いた意見は、本県が中部国際空港島における統合型リゾート（IR）の事業実現の可能性について調査する目的にのみ利用します。下記の事項を除き、公表・開示及び第三者への提供は行いません。
 - ・ 提出者が公表・開示等に同意した場合
 - ・ 既に公知・公用の情報である場合
 - ・ 法令等によって提供が要求される場合
 - ・ 本募集の目的の範囲内で外部有識者、弁護士、公認会計士、コンサルタント等の第三者に対して提供する場合（当該第三者へ守秘義務を課すことを前提）
- 意見及びヒアリングにおいて使用する言語は日本語に限ります。ヒアリングの口頭のやり取りについては、申込者において日本語の通訳を手配（費用負担を含む）する場合に限り、日本語以外の言語を使用することも可能です。
- 本募集の参加者は、本募集の過程において本県から受領した情報がある場合、責任をもって管理し、本募集の目的以外でその情報等を使用してはなりません。また、別段の定めがある場合を除き、本県の事前の承諾なしに第三者に開示してはなりません。
- 参加者は、本募集に関して疑義・質問が生じた場合は、本募集要項に記載する手続により質問・確認を行い、担当窓口以外の関係機関又は関係部署に対して、個別に問い合わせ等をしないようにしてください。

8 本募集に係るお問い合わせ先

EY 新日本有限責任監査法人

中部国際空港島における統合型リゾート（IR）の事業実現の可能性に係る
意見募集事務局

電子メール：aichi.kanko@jp.ey.com